

〈児童虐待〉は増えているのか

滝川 一 廣

あなはクリニック
オリブ山病院 児童思春期外来
児童心理治療施設 ノアズ・ガーデン

Is Child Abuse Increasing?

Takikawa Kazuhiro

Anaha Clinic
Mount Olive Hospital
Child Psychotherapy Facility Noah's Garden

Abstract : The increase in and seriousness of child abuse is often mentioned not only in the public reports but also as the opinions of experts, and is conventional wisdom in Japan. Needless to say, child abuse is a very serious problem. However, whether it is really increasing in actual numbers and whether the severity of the content is increasing must be considered separately. In this paper, we find that it is not easy to say that the increase or seriousness is progressing, and consider the fact that there is even the opposite possibility. Despite this fact, there is no societal doubting of the “increase” and “seriousness,” because the “number of cases of abuse counseling and response” published every year by the Ministry of Health, Labor and Welfare shows a substantial increase. But the “number of cases of counseling,” which includes many false reports, does not show whether there has been an increase or decrease. The “actual numbers” that have been dealt with and actually confirmed as “abuse” are important. However, the Ministry of Health, Labor and Welfare does not reveal these numbers. Japan’s “countermeasures for abuse” are proceeding without taking into account the basic data of “actual numbers.” In this paper, I will consider some of the reasons for this.

Key Words : Increase in child abuse, increase in false reports, expanded concept

要旨 : 〈児童虐待〉の増加や深刻化が一般報道ではもちろん専門家の論説でもよく語られ、現代の社会通念となっている。〈虐待〉が深刻な問題なのは論を待たない。しかし、本当に実数的に増えているか、内容の深刻度が増しているかについては、別の検討が必要となる。本論文では、増加や深刻化が進んでいるとは安易に言えず、むしろ逆の可能性すらある事実を検証する。この事実にも拘わらず「増加」「深刻化」が社会的に疑われないのは、厚労省が毎年公表する「虐待相談対処件数」が増加の一途のためであろう。しかし、誤通告も多く含まれる「相談件数」だけでは増減は分からず、対処して実際に〈虐待〉と確認された「実数」こそが重要である。ところが厚労省は何故かその数字を明らかにしない。日本の「虐待対策」は「実数」という基礎データを踏まえないまま進められている。本論文では、そうなった理由についても若干の考察を試みる。

キーワード : 児童虐待増加、誤通告増大、概念拡大

問題と目的

日本では1990年代になって「児童虐待防止」の運動が盛り上がり、「児童虐待の防止等に関する法律（以下、虐待防止法）」（2000）の制定に至った。その大きな動因となったのは、「子どもの権利条約」への署名（1990）と批准（1994）であった。「児童虐待」とは深刻な「子どもの権利」侵害であって、見逃してはならぬという気運が高まったのである。条約を批准した以上、国もそれを政策に反映させねばならない。

もう一つの動因は、家庭のもつ育児力が低下して「児童虐待」が急増しているという危機意識だった。すでに1999年に「日本子どもの虐待防止研究会 JaSPCAN」は「その後事態は急速に深刻化し、子どもの虐待は死亡例も含め急速に増加していることは周知のとおり」と宣言している（「宇都宮宣言」）。同研究会（2004年からは学会）は日本の「虐待防止運動」を主導してきた組織で、ここには切迫した危機感の訴えがある。

子どもの権利は大切だし、子育てや親子関係の困難化が進んでいるなら放置できないし、「児童虐待」と呼ばれるような現象はなくしたい。それは誰の思いでもあるけれども、その前に考えておきたいことがある。

一つは「子どもの権利条約」とは、世界の子どもたちが集まって作り上げ、おとなたちに守るよう求

めた条約ではないことである。あくまでおとなたちが作り上げたもので、そこにはリベラリズムとグローバリズムの理念に立脚したおとなたちの価値観の子どもへの（善意の）押しつけという側面がないとは言いきれない。実際に子どもと関わるには、理念先行ではなく、個々の事象に対する現実的できめ細かな吟味が必要だろう。

もう一つは、〈虐待〉が「増加している」という周知の通念は、どこまで事実即しているかである。確かに〈虐待〉を報じるニュースは増え、虐待防止キャンペーンの力もあって「児童虐待」「子ども虐待」の言葉は万人が知るものとなった。近年も目黒区の事件（2018）、野田市の事件（2019）と痛ましい〈虐待死〉の事件報道に世論は沸騰し、ここでも「増加する児童虐待」に警鐘を鳴らす有識者の発言がメディアに流れた。しかし、一歩踏み込んで、では実際に実数や発生率がどれだけ増えているのか、増加の勾配はどうかを具体的に調べようとする問題にであらう。増加を紛れもなく実証するデータが出てこないのである。本稿は、この問題の検討を目的とする。

虐待相談対応件数の検討

「虐待の増加」が語られるとき、その裏付けとされるのは厚労省によって毎年公表される「児童相談所における虐待相談対応件数」の推移である（図1）。

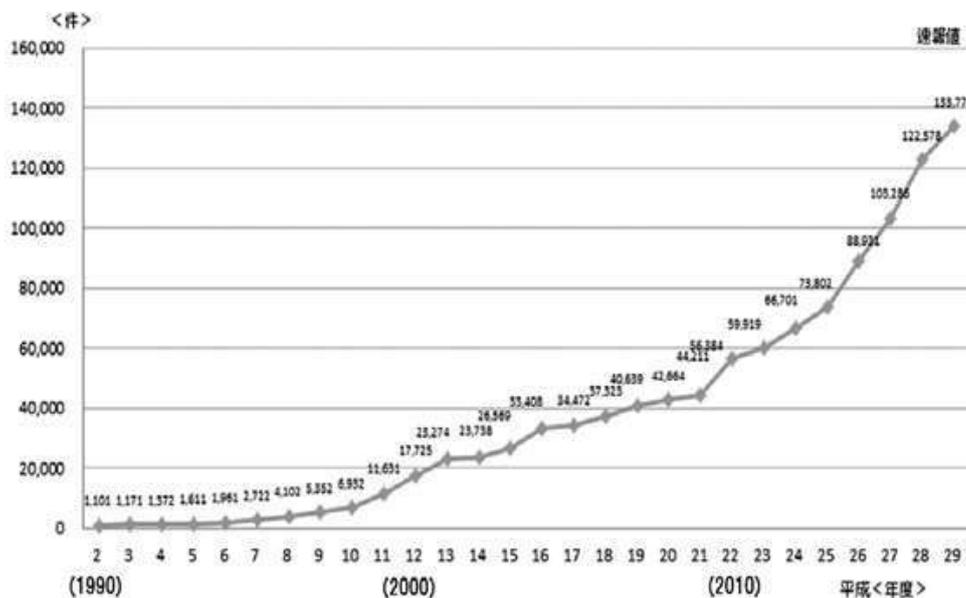


図1 児童相談所における「虐待相談対応件数」の推移

確かにこのグラフは「増加の一途」の印象を与える。一般的な報道ではもちろん専門家の論説でも、しばしば「深刻化する虐待」という文脈でこのグラフが引用される。

〈虐待〉は当事者からの「相談」ないし第三者からの「通告」があって初めて発見されるという意味で、「相談処理件数」は発生頻度を測る入り口である。けれども「虐待相談（通告）」の件数は〈虐待〉の件数ではない。現在の虐待防止法は「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者」（下線引用者）は「速やかに」福祉事務所や児童相談所に「通告しなければならない」としている（第六条）。この文言の通り、「虐待通告」は通告者の主観に基づき、それが実際に〈虐待〉であるか否かは問われない。事実誤認による通告、虚偽（いたずら、いやがらせ）の通告も「虐待相談」のうちに含まれている。

それらの「誤通告 false report」をも含めた「相談対応件数」が図1で、誤通告が通告全体数から見てごく僅か（negligible small）なら別だが、「相談対応件数」の増加曲線から〈虐待〉が増えていると見るのは早計である。〈虐待〉の増減は、実際に〈虐待〉と認知されたものの実数を見なければ、判断できない。

ここで疑問は、厚労省は「相談対応件数」は大々的に公表しながら、なぜか認知された「実数」のほうは明らかにしないことである。「通告」を受けた児童相談所は「当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置」を虐待防止法で義務づけられている（第八条）。これは当該児童が実際に〈虐待〉を受けている（いた）かの確認を意味するから、これによって〈虐待〉と認知されたケースの「実数」を厚労省は把握できているはずである。ところが、その実数が公表されない。

〈虐待〉の客観的な現実を把握するにも、現実に適った合理的な防止策を講ずるにも、認知した実数やその推移こそが欠かせない基礎データである。ところがそのデータは出されないまま（しかもそれが疑問視もされないまま）、「虐待防止」の施策や運動が推し進められている。

誤通告の件数は negligible small なら、それでも問題ないかもしれない。しかし、それは考えにくい。東京都福祉保健局の報告書『児童虐待の実態 — 東

京の児童相談所の事例に見る —』（2003）には「平成12年度（注：2000年度）に、児童相談所が相談を受けた件数は、1940件あり、電話相談のみで終了しているものを除くと1618件でした。そのうち、調査の結果虐待でなかったものが376件（23.3%）です」とある。2年後に出された報告書Ⅱでは2003年度の都内の相談件数2413件のうち、虐待でなかったものが787件（31.7%）となっている。無視できぬ件数である。また、2013年度に全国児童相談所長会議の行った「児童虐待相談のケース分析等に関する調査研究」では、児童相談所への虐待通告の約半数は「児童虐待」ではなかったという結果が出されている。

ここから推測すれば、虐待防止法施行当初から「誤通告」は無視できない頻度で起き、しかもその頻度が上がっている公算が高い。虐待防止法による通告義務および「少しでも疑わしければ通告を」という行政指導や防止キャンペーンは、「とりあえず通告しておけば事は勿かろう」という意識を広める。それが結果的に誤通告を増大させ、「相談処理件数」を押し上げている可能性がある。「子どもの人権」の理念に立つなら、誤通告は通告された児童やその家族への権利侵害を生みうることを忘れるべきでない。

虐待相談内容の検討

図1は「相談対応件数」の推移だが、次にその内容、すなわちその種類別の内訳を見てみる（図2）。

誤通告も含まれていることを念頭に置かねばならないが、「身体的虐待」「ネグレクト」の相談件数の増加は緩やかなのに対して「心理的虐待」の相談件数が急上昇し、それが全体を大きく持ち上げたことがわかる。2010年以前はごく少数だった「心理的虐待」の相談件数が、わずか数年で全相談件数の半数を超えている。これが現在の「増加」の内容である。これは何を意味しているだろうか。

「心理的虐待」は子どもを脅したり罵ったりなど安心感や自尊心を損なう扱いを指す。「身体的虐待」「ネグレクト」のごとく直接生存を脅かすものではないが、〈虐待〉に分類されるようになった。背景には「心的外傷論（トラウマ理論）」がある。とはいえ、2010年前後から突然、わが子を脅し罵る親たち

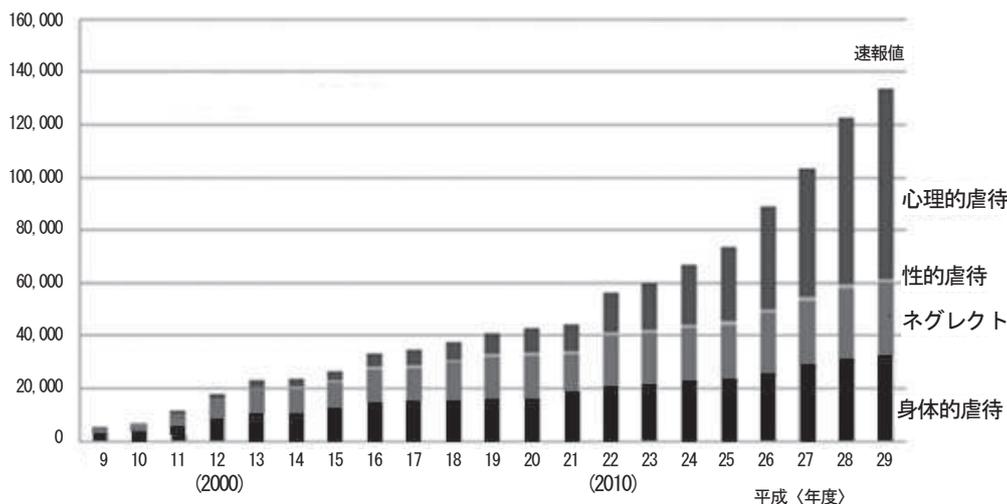


図2 種類別の「虐待相談対応件数」の推移

が増えてきたとは常識からは考えにくい。

当初の虐待防止法(2000)では、「心理的虐待」とは「児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと」と定義されていた(第二条四)。それが一部改正(2004)によって「児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力」も定義につけ加えられた。いわゆる「面前DV」だが、条文上の定義では子どもの「面前」でなくても配偶者間に暴力があれば、それだけで子どもへの「心理的虐待」とされる。〈児童虐待〉の範囲が、親子間の不全から、配偶者間の不全にまでおし広げられたのである。「心理的虐待」の相

談対応件数の急増は「心理的虐待」が実数的に増えたせいではなく、このように「心理的虐待」と定義される「範囲」が広げられた結果の可能性が高い。

それを確かめるには「配偶者間の暴力」を調べる必要がある。警察庁は「警察における配偶者からの暴力事案等の認知件数」を公表している(「男女共同参画白書」平成27年版、内閣府男女共同参画府)。それによる「配偶者からの暴力事案」の認知件数の推移を、図2のグラフと重ねてみたものが図3である。

2000年代になると「配偶者からの暴力」(いわゆるDV)が次第に社会問題化し、警察に対しても

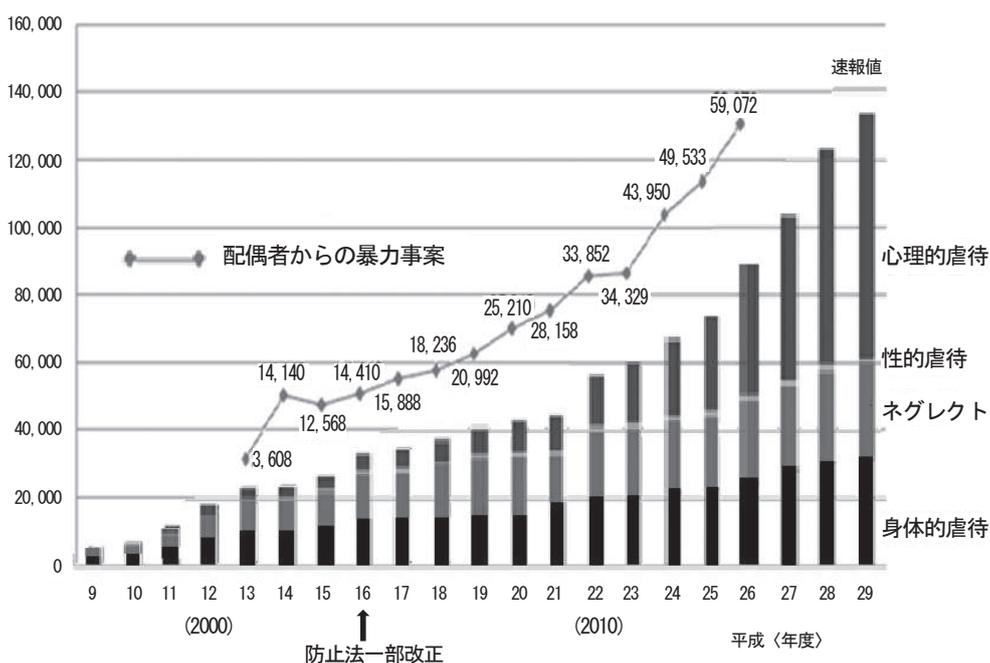


図3 虐待相談対応件数とDV認知件数

「民事不介入」ではなく、積極的な介入が求められ始めた。グラフに見る暴力事案の認知件数の増加は、介入の積極化の現れと考えられる。そして2004（平成16）年の虐待防止法一部改正によって、DVのために介入した配偶者間に子どもがいた場合、法の定めに従って警察は児童相談所に「虐待通告」を行うようになった。図3を見れば「配偶者からの暴力事案」の認知件数と「心理的虐待」の相談対応件数は足並みを揃えて増加している。これは現在の「心理的虐待」の相談対応件数著増は、子どもを罵り脅す親が増えたせいではなく、「配偶者間の暴力」をも子どもへの〈虐待〉と法的に定義するところにまで「心理的虐待」の範囲が拡大されたせいであることを示している。

虐待相談対応件数を上昇させているもの

以上から、現代日本で〈児童虐待〉が相当数見られるのは確かながら、「増加している」とは安易に言えないとわかる。確かに「児童相談所における相談対応件数」は増加の一途だが、誤通告が多く含まれており「増加」の証明にはならない。「相談対応件数」の年々の増加は、「実数」の増加よりも「誤通告」の増加による可能性すら否定しきれない。厚労省が「認知された実数」を明らかにしないため、増減の実態は霧に包まれたままである。

なお、家庭という密室で起きる〈虐待〉には「暗数」（隠されたままのケースの数）が多く、「相談（通告）」によって認知される（発覚する）のは氷山の一角で、「実数」はもっと大きいという見解が昔からある。しかし、先に挙げた東京都保健福祉局の報告や全国児童相談所会の調査の「誤通告」の多さから推せば、〈虐待〉概念が周知された現在、むしろ過剰なほどチェックされており、暗数は言われるほど多くないと考えるほうが妥当であろう。

「心理的虐待」の法的定義の拡大は端的な例だが、法的定義の拡大にまで至らなくても、一般に〈虐待〉とみなされる範囲は広がっていく傾向が強い。現場で具体的な諸事例に関わればわかる通り、〈虐待〉か否かを明確に分かつ客観的な境界線は存在せず、幅広いグレーゾーンが広がっている。そのグレーゾーンを前にしたとき、〈虐待〉を決して見逃すまいという情熱は、それをできるだけ〈虐待〉として捉える

方向に進む。そのため〈虐待〉の範囲はおのずと広がっていくのである。1940年代の米国での〈児童虐待〉の医学的発見以来、「虐待防止」の歴史は〈虐待〉の概念拡大の歴史で、概念の「範囲」が広がれば、当然、そのぶん「数」は増える。このため、「実数の増加」か「範囲の拡大」かの見極めが必要となる。次の問題があるためである。

身体医学の例でいえば、高血圧の基準はかつて「最高血圧160以上、最低血圧95以上」だったのが、現在は「最高血圧140以上、最低血圧90以上」と範囲が広げられ、そのため高血圧とされる人の「数」は増えた。しかし、その増加を見て「高血圧の人が増えてきた。日本人の塩分過剰摂取が進んでいる」「日本人の健康水準が下がってきた」と論じたら、その誤謬はすぐわかるだろう。〈虐待〉の「増加」が範囲拡大の結果だとすれば、「虐待が増えてきた。日本人の育児力低下や家庭機能弱体化が進んでいる」というしばしば語られる論も同じ誤謬の可能性がある。

以上の検討から〈虐待〉が実数的に増加して「虐待相談対応件数」を押し上げているとは考えにくく、それよりも「誤通告」の増大と「範囲」の拡大とが相談対応件数を右肩上がりしている公算が高い。それを確かめるために〈虐待死〉を検討してみたい。

〈虐待死〉からの検討

〈虐待死〉は、防ぐべき不幸として重視せねばならぬことは当然ながら、実証研究的な見地からも重視される。人の「死亡」はほぼ洩れなく認知され、「暗数」が少ないからである。「誤通告」もない。そのため〈虐待死〉の多寡は、その社会における〈虐待〉の深刻度や発生度を推し測る確度の高い客観的な指標として重要とされる。そこで〈虐待死〉を検討してみよう。

「宇都宮宣言」（1999）でも「虐待は死亡例を含めて急速に増加しているのは周知の通り」とあったように「虐待死の増加」も通念化されている。実際、メディアでは悲劇的な子どもの死がしばしば報道される。どのくらいの頻度で起き、どんな勾配で増加しているのだろうか。

なお、これも〈虐待〉の範囲拡大で、現在、親子

心中死も〈虐待死〉に分類されている。「親による子どもの生存権侵害」という観点から理念的には同一視されるのだが、現実的には「心中」による死と「身体的虐待」や「ネグレクト」による死とを同列に括るのは無理があり、〈虐待死〉を巡る多くの研究では「心中以外の虐待死は・・・」等の記述によって両者を分けている。この検討で扱う〈虐待死〉も、心中以外のものである。

〈虐待死〉に関しては、「社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」が毎年、詳しい調査報告を行っている。図4はそれによるものである。

ここ十数年、年度ごとの凹凸はあるものの、おお

むね年間50件前後で推移している。虐待防止法制定後、有意な「増加」傾向も「減少」傾向も認められない。図1の「相談対応件数」の右肩上がりのグラフとは大きなずれがあり、ここからも「相談対応件数」の上昇に「虐待の増加」を読み取ることの非妥当性が示される。「報道」が増えたのは事件多発のためではなく、社会の関心（ニュースヴァリュー）が高まったためと考えられる。

防止法以前はどうだったろうか。以前は〈虐待死〉という概念自体がなく、その統計もないため正確にはわからない。ただ、警察庁による「家族内殺人」のデータがある（図5）。家族内殺人でどんな家族関係にある者が殺害されたかの推移を被害者別に辿っ

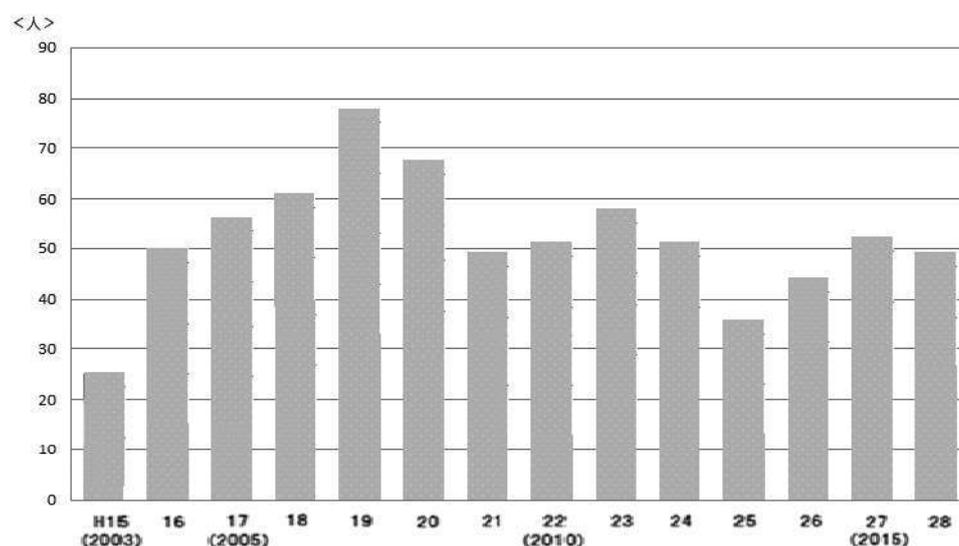


図4 〈虐待〉によって死亡した児童（18歳未満）の数（心中を除く）

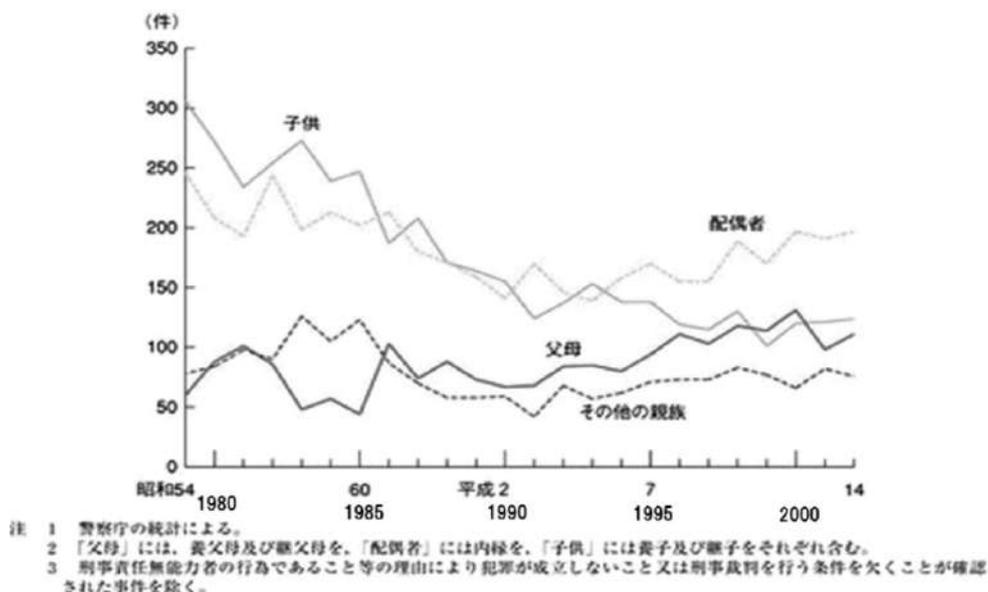


図5 家族内殺人の被害者別推移

たものである。被害者が「子供」とあれば加害者は「親」で、現在いう〈虐待死〉と重なっている。図をみれば親に殺される子の数の急速な減少が明白である。この中には18歳以上の子供も入っているから、すべてが「虐待死」ではない。しかし、それを勘案しても、〈虐待死〉の発生数は80年代以降ずっと減り続けて現在に至っていると考えるのが妥当だろう。

日本の〈虐待死〉は決して多発とは言えず（米国では年間1500件を超える）、しかも減少を続けてきた。〈虐待死〉の発生数（厳密には発生率）を〈児童虐待〉の深刻度や発生頻度の度合いを測る指標とすれば、日本社会でその度合いが高まっているとは言いがたいとわかる。データから言えるのはむしろその逆、という結論になる。

発生率に関しては、ユニセフが各国の〈虐待死〉を調査したデータがある（星野信也「ユニセフ調査にみる児童虐待と児童の貧困」。週刊社会保障、2004）。15歳未満10万人当たりの〈虐待死〉（疑いも含む）の発生率を1990年代の最新5年間平均で算出したもので、当時、日本の発生率は1.0だった（米国は2.4）。ここ数年の日本での発生率を、年間平均50件、15歳未満人口1550万人で算出すると0.3になる。やはり発生率も大きく減っており、結論は変わらない。

考察と課題

誤解はないと思うが、〈虐待〉は増えていないから問題ないとか何もする必要はないと言っているのではない。〈児童虐待〉と呼ばれる事態は、その家族全体にとって（子どもにとってだけではない）不幸で大きな禍根を残す体験で、できるかぎりのケアと予防とが重要である。発生の頻度が高いか低いか、増えているか減っているかによって、その重要さが微塵も変わるわけではない。

変わるわけではないが、しかし、頻度をできるだけ正確に知ることは同じくらい重要である。ケアや予防の実践では「子どもの命！」「子どもの権利！」という理念の旗よりも、生身の複雑な現実の中での具体的な手探りや工夫や努力が求められるからである。それを進めるには的確な現実認識が必要で、理念は正しくても現実把握に誤りや偏りがあれば、解

決の道は遠のく。その意味で、〈虐待〉の現実の発生頻度、増減、推移を正確に認識する努力は欠かせない。

しかし、日本の「虐待防止」の施策や運動にはこの努力がみられない。指摘したように厚労省が最も基礎的なデータとなる「認知した児童虐待の実数」を出さないところに、それが如実に現れている。基礎データも出さずに解決の道が拓かれるのだろうか。

あらためて図5を見れば「虐待防止」の運動や施策が始まるより前に〈虐待死〉は減少を辿っていた事実気づく。これは日本社会で〈児童虐待〉が深刻化したために「虐待防止運動」が始まったわけではないことを意味している。事態はおそらく逆で、「虐待防止」の運動や施策のほうが「増加する虐待」「深刻化する虐待」のイメージを作り出したと考えたほうがよい。

冒頭で述べた通り「子どもの権利条約」の署名と批准をエポックに高まった「子どもの人権」の意識は、家庭の密室内に潜む深刻な子どもの権利侵害という視点から〈児童虐待〉を「発見」し、その掘り起こしに向かった。これが日本の「児童虐待防止運動」の始まりだった。もちろん、この問題に社会の目が向けられ、問題の解決が追求され始めたのは有意義なことで、その意味で運動の果たしてきた役割は大きい。

しかし、理念的な運動が強力に展開されるとき、しばしば「危機」を社会的に訴える（ときには煽る）ことが常套手段となる。そこでは、それが真に事実かどうかは二の次になる。というより、その信念こそが事実となる。「虐待防止運動」も例外ではなく、「虐待の増加」「深刻化」をキャンペーンの柱としてきたが（「宇都宮宣言」がその一例）、それをきちんと裏付けるデータのいかんは二の次だった。

もちろん、厚労省が「認知された児童虐待」の実数を公表し、それによって相談対応件数と同じく実数も大きくも増加していると実証されれば、本論の結論は誤りで撤回しなければならない。それは承知の上だが、「実数」は増えていまいというのが著者の憶測で、さらに憶測を重ねれば、だからこそ厚労省は公表しないのではあるまいか。「実際には増えていない」とわかれば「虐待防止運動」に水を差しか

ねないし、何より困ることに「虐待防止」の施策に必要な国の予算が削られかねないからである。これまでの厚労省の施策が役に立ってきたのなら、実数は減って然るべきなのだけれども（万が一、本当に実数が増えているとすれば、これまでの施策は無効だったことになる）。

現実にも子どもたちのケアに与る福祉の現場は様々な困難を強いられている。その現場に対して〈児童虐待〉に対する現在の行政施策や運動は、どこまで現実をしっかりと踏まえた支えとなっていようか。具体的な事実やデータを吟味しながらこの問題を検証することを次の課題としたい。

参考文献

- 池田由子。1987。『児童虐待 — ゆがんだ親子関係』中央公論社
- 上野加代子。2017。「児童虐待対策の課題 — 子どもが一時保護になった親の経験から —」 社会保障研究 2 (2・3) : 263-278
- 内田良。2009。『「児童虐待」へのまなざし — 社会現象はどう語られるか』世界思想社
- 川崎二三彦。2015。「児童福祉法第25条の意義」チャイルドサイエンス11: 9-13
- 日本子どもの虐待防止研究会。2000。「子どもの虐待防止宇都宮宣言」『子どもの虐待とネグレクト』2 (1) : 2

受付日：2019年10月15日